

## 別添1 国産チーズ生産奨励等事業

### 第1 事業実施主体

- (1) 第2の1の事業の事業実施主体は、令和7年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和7年1月24日付け6農畜機第6741号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体A」という。）とする。
- (2) 第2の2の事業の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜安法」という。）第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者のうち、同号イに規定する生乳生産者団体又は畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社（「独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第1条の規定に基づく農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）」の7に適合するものに限る。以下「生乳生産者団体等」という。）とする。

### 第2 事業の内容

#### 1 国産チーズ生産奨励事業

##### (1) 国産チーズ生産奨励対策

公募団体Aは、チーズ向け生乳（ナチュラルチーズの原料である生乳（牛以外の乳を含む。）をいう。以下同じ。）の品質向上を図るため、酪農経営体が別表1に掲げる取組を行った場合に、奨励金の対象となる乳質基準（以下「乳質基準」という。）を満たした生乳に対して、奨励金を交付するものとする。

なお、別表1に掲げる取組及び第3の1から3までに規定する事業の要件は、牛に係るものとし、牛以外の畜種に係る取組及び要件は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

##### (2) 国産チーズ生産奨励対策の推進

ア 公募団体Aは、第5の1の（1）に規定する乳質向上計画を策定するため、公募団体A、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第2項に規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）、生乳検査機関、都道府県等の行政機関等を構成員とした乳質向上計画策定会議を開催するものとする。

イ 公募団体Aは、（1）の事業の円滑な推進を図るため、会議の開催、調査・指導等を行うものとする。

## 2 国産チーズ生産拡大事業

### (1) 国産チーズ需要定着化対策

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、需要が増大しているチーズ向け生乳の生産拡大が維持されるよう、第4の5の(1)のイに規定する基礎数量の総和が零より大きい生乳生産者団体等に対し、奨励金を交付することとし、もって生乳の需給改善を図るものとする。

### (2) 高付加価値チーズ生産拡大対策

機構は、国産チーズの高付加価値化が促進されるよう、第4の5の(2)のアに規定する令和7年度のいずれかの月の基礎数量が零より大きい生乳生産者団体等に対し、奨励金を交付するものとする。

### (3) 国産チーズ生産拡大事業の推進

生乳生産者団体等は、(1)又は(2)の事業の円滑な推進を図るため、会議の開催、調査・指導等を行うものとする。

## 第3 国産チーズ生産奨励事業の要件等

### 1 事業対象者

第2の1の(1)の事業の対象になる者は、酪農経営体であって、別表1に掲げる取組のうち、7項目以上に取り組んでいる者（以下「事業対象者」という。）とする。ただし、事業対象者が会社（会社法（平成17年法律第86号。）第2条第1号に定めるものをいう。）にあっては次のアからウまでのいずれにも該当しないものとする。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当するもの及び農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下イ及びウにおいて同じ。）の過半数を有している株式会社を除く。）

イ その総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上が同一のアに掲げるものの所有に属しているもの。

ウ その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上がアに掲げるものの所有に属しているもの。

### 2 乳質基準

(1) 公募団体Aは、(2)に規定する要件を満たした乳質基準を定めるものとする。

(2) 乳質基準は、次のアからエまでに掲げる要件を全て満たすものとする。

ただし、3の(1)又は(2)に規定する要件を満たす生乳にあつてはイの要件を除くものとする。

ア 乳タンパク質が3.2%以上であること又は無脂乳固形分率が8.3%以上であること。

イ 乳脂肪率が3.5%以上であること。

ウ 細菌数が10万個/ml以下であること又は同等の基準であること。

エ 体細胞数が30万/ml以下であること。

### 3 奨励金の単価

奨励金の単価は、チーズ向け生乳1キログラム当たり6円以内とする。

ただし、次の(1)から(6)までのいずれかの要件を満たす生乳にあつてはチーズ向け生乳1キログラム当たり5円以内を、(7)又は(8)の要件を満たす生乳にあつてはチーズ向け生乳1キログラム当たり4円以内を、(9)の要件を満たす生乳にあつてはチーズ向け生乳1キログラム当たり20円以内を、それぞれ加算できるものとする。

(1) 事業対象者がチーズを自家製造するために仕向けた生乳(他者から買い入れた生乳を除く。)であること。

(2) 事業対象者がチーズ向け生乳として用途を特定した上で、乳業者に直接販売した生乳であること。

(3) 奨励金の対象となる年度の4月1日時点において、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第3条第2項に規定する牛の種別のうち、同項第9号に規定するジャージー種及び同項第10号に規定する乳用種の飼養頭数の合計が農場における乳用牛の総飼養頭数の10%以上を占める事業対象者が生産した生乳であること。

(4) 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項に基づき、有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号)に適合した生乳生産が行われていることについて、登録認証機関の認証を受けた事業対象者が生産した生乳であること。

(5) 次のいずれかに該当する事業対象者が生産した生乳であること。

ア 一般社団法人日本草地畜産種子協会が定める放牧畜産基準認証要領に基づき、放牧畜産基準(放牧畜産実践牧場)の認証を受けた事業対

象者

- イ 放牧を要件として生産される生乳を付加価値相当額（以下「プレミアム」という。）を付した販売価格で販売を委託し、又は直接販売する事業対象者
- (6) 非遺伝子組換え飼料の給与を要件として生産される生乳をプレミアムを付した販売価格で販売を委託し、又は直接販売する事業対象者が生産した生乳であること。
- (7) チーズの輸出に取り組んでいる事業対象者又はチーズ向け生乳として用途を特定した上で、チーズの輸出に取り組んでいる乳業者に直接生乳を販売する事業対象者が生産した生乳であること。
- (8) チーズの輸出に向け、次のいずれかの取組を行う事業対象者が生産した生乳であること。
- ア 厚生労働省等が定める輸出乳製品の取扱要綱に基づき、輸出乳製品の原料乳として家畜保健衛生所が証明する書類の発行を受けた事業対象者が、輸出乳製品を取り扱う施設として厚生労働省から認定された乳業施設へ直接生乳を販売する取組。
  - イ 奨励金の対象となる年度において、地方自治体と協力し、農林水産省が別に定めるところによる輸出先国向け輸出畜産物（乳）に係る残留物質等モニタリング実施要領に基づき、輸出先国が求める化学物質等の残留検査の検体を提供する取組。
- (9) 事業対象者が生産したチーズ向け生乳であって、次のいずれかに該当する生乳の増加分であること
- ア 生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。）又は生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。）に出荷する事業対象者の生乳にあつては、当該生乳受託販売事業者又は当該生乳買取販売事業者ごとに算定した、奨励金の対象となる年度の3年前の年度から前年度までの3年間（以下「対象年度前3年間」という。）のうち事業参加年度期間中のチーズ向け生乳数量の平均値からの奨励金の対象となる年度における増加分
  - イ 乳業者に直接生乳を販売又はチーズを自家製造する事業対象者の生乳にあつては、事業対象者ごとに算定した、対象年度前3年間のうち事業参加年度期間中のチーズ向け生乳数量の平均値からの奨励金の対象となる年度における増加分

ただし、奨励金の対象となる年度において本事業に新たに取り組む者のチーズ向け生乳にあっては、奨励金の対象となる年度の前年度の1年間に換算したチーズ向け生乳数量からの奨励金の対象となる年度における増加分

#### 4 交付対象となる生乳

奨励金の交付対象となる生乳は、事業対象者が生産した生乳のうち、乳質基準を満たしたチーズ向け生乳とする。

なお、事業対象者は、乳質基準について月1回以上、第三者機関による検査を受け、基準を満たしていることを確認するものとする。

#### 5 交付対象数量

奨励金の交付対象となる数量（以下「交付対象数量」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 生乳受託販売事業者又は生乳買取販売事業者が生乳を出荷する事業対象者にあっては、当該生乳受託販売事業者又は当該生乳買取販売事業者における奨励金の対象期間に係る生乳の総取引数量のうち、チーズ向け生乳の取引数量の比率を、当該事業対象者の当該生乳受託販売事業者又は当該生乳買取販売事業者に対する出荷数量に乗じて得た数量とする。
- (2) 乳業者に直接生乳を販売する事業対象者にあっては、当該乳業者の対象期間に係る生乳の総処理数量のうち、チーズ向け生乳の処理数量の比率を、当該事業対象者における当該乳業者に対する販売数量に乗じて得た数量又はチーズ向け生乳として用途を特定して販売した数量とする。
- (3) チーズを自家製造する事業対象者にあっては、チーズ自家製造向け生乳の数量とする。

#### 6 奨励金の交付

公募団体Aは、交付対象数量に奨励金の単価を乗じて得られた額を奨励金として、事業対象者に交付するものとする。

#### 7 奨励金の要件確認等

##### (1) 事業対象者の要件確認

公募団体Aは、奨励金の交付に当たっては、事業対象者が1に規定する要件を満たしていること、また、3のただし書により奨励金の加算を行う場合は、対象となる生乳が3に規定する要件を満たしていることを確認するものとする。

##### (2) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組の要件確認

事業対象者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びそ

の解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、事業申請時に「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを公募団体Aに提出するものとする。

公募団体Aは、第2の1の（1）の事業において全ての事業対象者からチェックシートを収集し、当該事業対象者が各取組を実施する旨を事業対象者のリストに記載して、交付申請時に当該リストを理事長に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。

なお、令和7年度は、事業対象者が事業申請時に提出する「みどりのチェックシート（畜産）」については、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づく「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」に代えることができるものとする。

### （3） 生乳需給の安定に向けた取組の要件確認

ア この事業の受益者となる事業対象者（沖縄県又は伊豆諸島でのみ乳用牛を飼養する者は除く。）は、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」（令和7年2月28日付け6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）第2に定める認定生乳需給安定化事業に対し、当該事業を行う運営団体等が定める単価・数量等の基準、抛等方法等に従い、当該事業対象者が令和7年4月から抛出金を納付すること、並びに農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの補助対象事業の実施に携わる団体・事業者がイにより提出を受けた情報を生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用することについて、別紙様式第1号-1の別紙2「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」により同意することを要件とするものとする。

イ 公募団体Aは、この事業の受益者となる全ての事業対象者から当該チェックシートを収集し、アの要件を満たしていることを確認するとともに当該チェックシートを保管するものとする。また、要件を満たす者から提出を受けたチェックシートの内容を一覧にまとめ、公募団体Aを経由して機構に提出するものとする。

## 8 奨励金の不交付及び返還

- (1) 公募団体Aは、事業対象者がこの要綱の規定に従わない場合には、当該事業対象者に対し、奨励金の全部又は一部を交付しないことができるものとする。
- (2) 公募団体Aは、事業対象者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業対象者に対して奨励金を交付せず、又は既に交付した奨励金を返還させることができるものとする。

#### 第4 国産チーズ生産拡大事業の要件等

##### 1 対象乳業者

第2の2の(1)又は(2)の事業の対象になる者は、乳業者であって、生乳生産者団体等と、国産チーズ需要創出等に向けた対策を計画する者（以下「対象乳業者」とし、対象乳業者のうち輸入チーズと混合してチーズを製造する者にあつては「特定対象乳業者」という。）とする。

##### 2 国産チーズの種類

第2の2の(2)の事業における国産チーズの種類は次のとおりとする。

###### (1) ソフトチーズ

コーデックス委員会のチーズ一般規格CODEX STAN 283-1978の7.1.1（以下「チーズ一般規格」という。）に規定するソフトチーズに準じて、対象乳業者において分類されるもの。

###### (2) ハードチーズ

チーズ一般規格に規定するソフトチーズ以外のものに準じて、対象乳業者において分類されるもの。

##### 3 奨励金の単価

第2の2の(1)又は(2)の事業に係る奨励金の単価は、チーズ向け生乳1キログラム当たり20円以内とする。

##### 4 交付対象となる生乳

奨励金の交付対象となる生乳は、加工原料乳数量認定等事務実施要領（平成13年8月10日付け13生畜第2060号農林水産省生産局長通知。以下本文及び別表において「認定要領」という。）第7の4の(2)に規定する用途別取引数量等通知書の用途別取引数量のチーズ向け生乳欄に記載される生乳（以下「対象生乳」という。）とする。この場合において、当該対象生乳のうち、輸入チーズと混合してチーズを製造する用途以外に用いられる生乳を高付加価値チーズ向け生乳とする。

## 5 基礎数量

奨励金の算出の基礎となる数量は、次のとおりとする。

### (1) 国産チーズ需要定着化対策

第2の2の(1)の事業において、各生乳生産者団体等の奨励金額の算出の基礎とする対象乳業者ごとの基礎数量は、次の表のアに掲げる令和7年度取引数量からイに掲げる基準取引数量を控除して得た数量とする。ただし、表のアのただし書に規定する場合には、別途機構が定める方法で算出した数量とする。

<p>ア 令和7年度取引数量</p>	<p>対象乳業者の工場ごとの対象生乳の取引数量（以下6及び別表3において「チーズ向け数量」という。）の令和7年度の第1四半期分に4を乗じて得た数量を対象乳業者ごとに合計した数量。ただし、対象乳業者の一又は複数の乳業工場のチーズ製造設備について、当該第1四半期に法定点検を行う場合その他令和7年度の第1四半期分に4を乗じて得た数量を令和7年度取引数量とすることが適当でないものとして、対象乳業者が第5の2の(2)の基礎数量を取りまとめた表にチーズ製造設備が稼働しない期間に係る記載をしたときであって、機構が相当と認めるときは、「取引数量（以下6及び別表3において「チーズ向け数量」という。）の令和7年度の第1四半期分に4を乗じて得た数量」とあるのは、「取引数量（以下6及び別表3において「チーズ向け数量」という。）として別途機構が定める方法により算出した数量」としてこの規定を適用する。</p>
<p>イ 基準取引数量</p>	<p>令和元年度の当該対象乳業者の工場ごとのチーズ向け数量を対象乳業者ごとに合計した数量。ただし、令和元年度以降にチーズ製造を開始した乳業者であって令和元年度を通じた基準取引数量が算定できない場合は、当該対象乳業者がチーズ製造を開始した年度を勘案して事業実施主体が定めるものとする。</p>

### (2) 高付加価値チーズ生産拡大対策



第2の2の(2)の事業において、各生乳生産者団体等の奨励金の基礎とする対象乳業者ごとの月別基礎数量は、次の表のアの(ア)から(ウ)までの区分に応じた令和7年度月別取引数量からイの(ア)から(ウ)までの区分に応じた月別基準取引数量を控除して得た数量とする。

ア 令和7年度月別取引数量

<p>(ア) 高付加価値チーズ向け生乳</p>	<p>認定要領第4の3の(2)に規定する生乳生産者団体等の毎月の生乳用途別販売数量等報告書の生乳用途別販売数量表の対象乳業者の工場ごとのチーズ向け(以下(イ)並びにイの(ア)及び(イ)において単に「チーズ向け」という。)の小計欄に記載される数量。</p>
<p>(イ) 輸入チーズと混合するソフトチーズを製造している場合の高付加価値チーズ向け生乳</p>	<p>特定対象乳業者の工場ごとのチーズ向けのうちソフト欄に記載される数量から輸入チーズと混合するソフトチーズの製品重量を別表5に掲げるチーズの種類別の生乳換算率を用いて生乳に換算した数量(当該控除すべき数量の合理的な算出が困難であると機構が認める場合は、第5の2の(4)に基づき提出された令和7年度の月別チーズ製造計画におけるその月の輸入チーズと混合しようとするソフトチーズ製品重量を当該生乳に換算したものをを用いることができる。)を控除して得た数量。</p>
<p>(ウ) 輸入チーズと混合するハードチーズを製造している場合の高付加価値チーズ向け生乳</p>	<p>特定対象乳業者がその月に製造するハードチーズの製品重量から輸入チーズと混合する部分を控除した製品重量を別表5に掲げるチーズの種類別の生乳換算率を用いて生乳に換算して得た数量。この場合において、特定対象乳業者が第5の2の(1)の国産チーズ需要創出等計画を作成した</p>

	生乳生産者団体等以外から生乳を受け入れしている月があるときは、別表6により算出された生乳数量を当該得られた数量から差し引くものとする。
--	---

イ 月別基準取引数量

(ア) 高付加価値チーズ向け生乳	対象乳業者の工場ごとの令和4年度から令和6年度までの各年度に属する月の当該月別のチーズ向けの小計欄に記載される数量を3カ年平均（当該月において、3カ年平均できない合理的な理由がある場合には、当該3カ年平均を直近2カ年又は直近1カ年平均と読み替えるものとする。以下（イ）及び（ウ）において同じ。）した数量
(イ) 輸入チーズと混合するソフトチーズを製造している場合の高付加価値チーズ向け生乳	特定対象乳業者の工場ごとの令和4年度から令和6年度までの各年度に属する月の当該月別のチーズ向けのうちソフト欄に記載される数量を3カ年平均した数量から、令和4年度から令和6年度までの各年度に属する月の当該月の輸入チーズと混合したソフトチーズの製品重量を3カ年平均し別表5に掲げるチーズの種類別の生乳換算率を用いて生乳に換算した数量を控除して得た数量
(ウ) 輸入チーズと混合するハードチーズを製造している場合の高付加価値チーズ向け生乳	特定対象乳業者が令和4年度から令和6年度までの各年度に属する月の当該月に製造したハードチーズから輸入チーズと混合した部分を控除し3カ年平均した製品重量を別表5に掲げるチーズの種類別

	<p>の生乳換算率を用いて生乳に換算して得た数量。この場合において、特定対象乳業者が第5の2の(1)の国産チーズ需要創出等計画を作成した生乳生産者団体等以外から生乳を受け入れしていた月があるときは、別表6により算出された生乳数量を当該得られた数量から差し引くものとする。</p>
--	---

## 6 奨励金の交付

### (1) 国産チーズ需要定着化対策

#### ア 奨励金の交付

機構は、予算の範囲内で次の表の(ア)に掲げる令和7年度数量から(イ)に掲げる基準数量を控除して得た数量に生乳1キログラム当たり20円を乗じて得た奨励金の総額に各生乳生産者団体等に係る当該生乳生産者団体等の基礎数量を令和7年度に提出のあった生乳生産者団体等の基礎数量の総和で除して得た機構が別に定める割合(以下「数量按分割合」という。)を乗じて小数点以下を切り捨てて得た額を上限として、奨励金を当該生乳生産者団体等に交付するものとする。

(ア) 令和7年度数量	<p>チーズ向け数量の令和7年度の第1四半期分の数量に4を乗じて得た数量。ただし、天災その他の事由により、当該第1四半期分のチーズ向け数量の合理的な算出が困難であると機構が認める場合は、別途機構が定める方法で算出した数量とする。</p>
(イ) 基準数量	<p>令和元年度のチーズ向け数量として、別表3に掲げる数量</p>

#### イ 対象乳業者への交付

生乳生産者団体等は、アの規定により機構から奨励金の交付を受けたときは、あらかじめ定めた対象乳業者との取り決めに従い算出される額を当該対象乳業者に交付するものとする。この場合において、当該生乳生産者団体等が対象乳業者に交付する額の合計額は、当該生乳生産者団体等が、アの規定により機構から交付を受けた奨励金の額と一致しなければならないものとする。

## (2) 高付加価値チーズ生産拡大対策

### ア 奨励金の交付

機構は、イの対象乳業者ごとの月別基礎数量の合計に1キログラム当たり20円を乗じて小数点以下を切り捨てて得た額の合計額を上限として、奨励金を当該生乳生産者団体等に交付するものとする。

### イ 対象乳業者への交付

生乳生産者団体等は、アの規定により機構から奨励金の交付を受けたときは、当該対象乳業者に対し、当該対象乳業者ごとの奨励金に相当する金額を交付するものとする。この場合において、当該生乳生産者団体等が対象乳業者に交付する額の合計額は、当該生乳生産者団体等が、アの規定により機構から交付を受けた奨励金の額と一致しなければならないものとする。

## 7 奨励金の要件確認等

### (1) 対象乳業者等の確認

生乳生産者団体等は、第5の2の(1)に基づき作成される国産チーズ需要創出等計画(参考様式1)により対象乳業者が製造する全ての国産チーズが高付加価値チーズである旨又は製造する一部の国産チーズが輸入チーズと混合されるものである旨(特定対象乳業者に該当する旨)の別を確認するものとする。

### (2) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組の要件確認

対象乳業者は、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和5年12月27日付け5環バ第311号大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に基づき、事業申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品関連事業者向け)」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨を記載した上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。

生乳生産者団体等は、第2の2の(1)及び(2)の事業において、全ての対象乳業者からチェックシートを収集し、当該対象乳業者が各取組を実施する旨を生乳生産者団体等のリストに記載して、交付申請時に当該リストを理事長に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。

## 8 奨励金の不交付及び返還

- (1) 生乳生産者団体等は、対象者乳業者がこの要綱の規定に従わない場合には、当該対象乳業者に対し、奨励金の全部又は一部を交付しないこと

ができるものとする。

- (2) 生乳生産者団体等は、対象乳業者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該対象乳業者に対して奨励金を交付せず、又は既に交付した奨励金を返還させることができるものとする。

## 第5 事業の実施

### 1 国産チーズ生産奨励事業

#### (1) 乳質向上計画の作成

公募団体Aは、第2の1の(1)の事業の実施に当たっては、乳質向上計画策定会議による協議を踏まえ、あらかじめ次に掲げる事項等を定めた乳質向上計画を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

ア 乳質基準に関する事項

イ 別表1に掲げる取組に関する事項

ウ 事業要件の確認方法等の事業の実施に関する事項

エ 奨励金の交付に関する事項

#### (2) 事業の委託

公募団体Aは、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

#### (3) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和7年度とする。

### 2 国産チーズ生産拡大事業

#### (1) 国産チーズ需要創出等計画の作成

第2の2の(1)又は(2)の事業の対象となる生乳生産者団体等は、第4の5の(1)に規定する基礎数量が零より大きいと見込まれ、又は第4の5の(2)のアに規定する令和7年度のいずれかの月の月別基礎数量が零より大きいと見込まれる対象乳業者と、書面により奨励金の交付の方法その他必要な事項をあらかじめ取り決めるとともに、国産チーズの需要創出等に向けた計画を策定している対象乳業者に、次に掲げる事項等を定めた国産チーズ需要創出等計画（参考様式1）を作成させ、理事長が別に定める期日までに機構に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- ア 乳業者の概要（乳業者名、代表者の役職・氏名、所在地（本社）、チーズ製造工場名）
  - イ 対象乳業者又は特定対象乳業者の別
  - ウ 対象乳業者における需要創出目標
  - エ 当該需要創出目標に向けた取組計画
- (2) 対象乳業者ごとの基礎数量の作成
- 生乳生産者団体等は、(1)の国産チーズ需要創出等計画の提出に併せて、理事長が別に定める期日までに第4の5の(1)の規定により算出した対象乳業者ごとの基礎数量を取りまとめた表（参考様式2）を作成し、機構に提出するものとする。
- (3) 対象乳業者ごとの月別基礎数量の作成
- 生乳生産者団体等は、第4の5の(2)の規定により算出した対象乳業者ごとの月別基礎数量を取りまとめた表（参考様式2）を作成し、翌々月の末日までに機構に提出するものとする。
- (4) チーズ製造計画等の作成
- 特定対象乳業者は、第4の5の(2)のアに規定する月別基礎数量の算出に当たり(1)に規定する国産チーズ需要創出等計画の提出に併せて、遅滞なく令和7年度の月別チーズ製造計画（過去3カ年分の製造実績又は出荷実績を含む。）（参考様式3）を作成し、機構に提出するものとする。なお、当該月別チーズ製造計画の内容に変更が生じた場合は、その都度、機構に提出するものとする。
- (5) 奨励金の総額及び数量按分割合の通知
- 機構は、(2)の規定に基づき、生乳生産者団体等から提出があった場合には、数量按分割合を算出して、第4の6の(1)のアの奨励金の総額と併せて遅滞なく通知するものとする。
- (6) 事業の実施期間
- この事業の実施期間は、令和7年度とする。

## 第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2又は別表4に掲げる補助対象経費及び補助率により、公募団体A又は生乳生産者団体等が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第7 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

公募団体A又は生乳生産者団体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号-1の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金交付申請書又は別紙様式第1号-2の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

## 2 事業の変更承認申請

公募団体A又は生乳生産者団体等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号-1の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金交付変更承認申請書又は別紙様式第2号-2の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

## 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。
- (2) 公募団体A又は生乳生産者団体等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号-1の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金概算払請求書又は別紙様式第3号-2の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 4 事業の実績報告

公募団体A又は生乳生産者団体等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに別紙様式第4号-1の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実績報告書又は第4号-2の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

## 第8 事業の推進指導等

事業の推進指導公募団体A又は生乳生産者団体等は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携及び事業対象者に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第9 消費税及び地方消費税の取扱い

### 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体A又は生乳生産者団体等は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

### 2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体A又は生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

### 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体A又は生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励・拡大事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（公募団体A自ら又は生乳生産者団



体等自らの仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。) であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第10 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

公募団体A又は生乳生産者団体等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体A、生乳生産者団体等、事業対象者及び対象乳業者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表1

項目	内容
1 乳房炎予防のための畜舎の環境改善	牛床及び通路の洗浄・消毒を定期的に行っていること。
2 飼養管理の高度化	次のいずれかの取組を実施していること。 (1) 分娩前の血液検査 (2) 代謝プロファイルテスト (3) 牛群検定又は同等の牛群管理システムの利用 (4) SNP検査を用いた牛群の構築 (5) その他飼養管理の高度化に資する取組

項目	内容
3 飼料分析の実施	当該年度において、給与飼料の分析・設計を実施していること（TMRセンターの利用を含む。）。
4 記帳・記録の実施	生乳生産管理の記帳・記録又はそれに準じた取組を実施していること。
5 搾乳機器の点検・整備	搾乳機器の点検・整備を適切に実施し、定期的に専門業者の点検を受けていること。
6 チーズ向け生乳の品質向上	<p>チーズ生産に適した生乳生産を図るため、次のいずれかの取組を実施していること。</p> <p>(1) 乳質検査の頻度又は検査項目の拡充</p> <p>(2) 乳温管理の高度化</p> <p>(3) その他チーズ向け生乳の品質向上に資する取組</p>
7 抗生物質の迅速検査	生乳廃棄を未然に防ぐため、生乳の出荷時において抗生物質の迅速検査を実施していること。
8 その他生乳の品質向上対策	その他生乳の品質向上に資する取組

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 国産チーズ生産奨励対策	乳質基準を満たしたチーズ向け生乳に対する奨励金の交付に要する経費	<p>チーズ向け生乳 1 キログラム当たり 6 円以内</p> <p>ただし、第 3 の 3 の (1) から (6) までの</p>

		いずれかを満たす場合にあっては5円以内を、(7)又は(8)の要件を満たす場合にあっては4円以内を、(9)の要件を満たす場合にあっては20円以内を、それぞれ加算することができる。
2 国産チーズ生産奨励対策の推進	(1) 乳質向上計画策定会議の開催に要する経費	定額
	(2) 1の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、調査・指導等に要する経費	定額

別表 3

令和元年度のチーズ向け数量	基準数量
	403,171トン

別表 4

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 国産チーズ需要定着化対策	奨励金の交付に要する経費	定額(チーズ向け生乳1キログラム当たり20円以内とする。)
2 高付加価値チーズ生産拡大対策	奨励金の交付に要する経費	定額(高付加価値チーズ向け生乳1キログラム当たり20円以内とする。)

3 国産チーズ生産拡大対策の推進	1及び2の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、調査・指導等に要する経費	定額
------------------	---------------------------------------	----

別表 5

チーズの種類別	生乳換算率
1 ナチュラルチーズ	12.66
2 プロセスチーズ	11.30

別表 6

	計算式
<p>生乳生産者団体等以外から搬入された生乳に係るハードチーズ向け生乳の数量の算出方法</p>	$D \times \frac{A+D-R}{A+D} \times \frac{\text{配乳実績総括表におけるナチュラルチーズ(ハード)の一般搬入生乳分}}{\text{配乳実績総括表における一般搬入生乳分合計}}$ <p>(注1) Aは、認定要領第4の2の(1)のアに規定する搬入実績表における交付対象事業者一般搬入分合計。</p> <p>(注2) Dは、認定要領第4の2の(1)のアに規定する搬入実績表におけるその他(交付対象事業者以外)一般搬入分合計。</p> <p>(注3) Rは、認定要領第4の2の(1)のアに規定する搬出実績表における搬出分総合計。</p> <p>(注4) 生乳生産者団体等以外からチーズ向け製造特定生乳が搬入された場合に、その数量を上記の計算結果に加算すること。</p>

別紙様式第1号-1

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）を下記のとおり実施したいので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実施計画」のとおり

### 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 国産チーズ生産奨励対策				
2 国産チーズ生産奨励対策の推進 (1) 乳質向上計画策定会議の開催 (2) 事業の円滑な推進				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                      年    月    日  
 (2) 事業完了予定年月日                年    月    日

### 5 添付書類

- (1) 定款  
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書  
 (3) 酪農経営体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(畜産経営体向け)の一覧  
 (4) 生乳需給安定クロスコンプライアンスのチェックシートの一覧

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号-1の別紙1

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実施計画

1 乳質向上計画

別添のとおり（第2の1の(1)の事業を実施する場合のみ添付すること。）

2 国産チーズ生産奨励対策

(1) 奨励金の交付

都道府県 又は地域	事業対象者数 (人)	交付対象数量 ① (kg)	交付額 ①×6円
合計			

(注1) 都道府県又は地域別に記載すること。

(注2) 交付対象数量は1kg未満を切り捨てとすること。

(2) 奨励金単価の加算（5円/kg）

都道府県 又は地域	加算要件	事業対象者数 (人)	交付対象数量 ① (kg)	交付額 ① × 5円

(注1) 都道府県又は地域別、加算要件別に記載すること。

(注2) 交付対象数量は1kg未満を切り捨てとすること。

(3) 奨励金単価の加算（4円/kg）

都道府県 又は地域	加算要件	事業対象者数 (人)	交付対象数量 ① (kg)	交付額 ① × 4円
合計				

(注1) 都道府県又は地域別、加算要件別に記載すること。

(注2) 交付対象数量は1kg未満を切り捨てとすること。

(4) 奨励金単価の加算 (20円/kg)

都道府県 又は地域	事業対象者数 (人)	交付対象数量 ① (kg)	交付額 ①×20円
合計			

(注1) 都道府県又は地域別に記載すること。

(注2) 交付対象数量は1kg未満を切り捨てとすること。

(注3) 第3の3の(9)に基づく加算内容を記載すること。

(5) 奨励金交付額計

項目	交付対象数量 (kg)	奨励金交付額 (円)
ア 奨励金 (6円/kg)		
イ 奨励金の加算部分 (5円/kg)		
ウ 奨励金の加算部分 (4円/kg)		
エ 奨励金の加算部分 (20円/kg)		
合計	—	



### 3 国産チーズ生産奨励対策の推進

#### (1) 乳質向上計画策定会議の開催

(単位：円)

開催 時期	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
			補助金	その他		
合計					—	—

(注) 内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること（開催予定案、議題、人数、参集範囲等）。

#### (2) 事業の円滑な推進

##### ア 会議の開催

(単位：円)

開催 時期	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
			補助金	その他		
合計					—	—

(注) 内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること（開催予定案、議題、人数、参集範囲等）。

##### イ 事業に関する調査・指導

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					—

##### ウ 円滑な事業の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					—

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別添

令和 年度乳質向上計画

1 乳質向上計画の実施体制（乳質向上計画策定会議の組織構成及び各者の役割分担を図により記載すること。）

2 対象地域等の概要

都道府県 又は地域	生産者数 (人)	事業参加 予定者数	生乳取扱 見込数量 (トン)	チーズ向け	
				生乳取扱 見込数量	事業参加 予定者出荷 見込数量
合計					

(注1) 所管する都道府県又は地域ごとに記載すること。

(注2) 生産者数は、所管する生産者数を記載すること。

3 乳質基準に関する事項

(1) 策定の根拠

(2) 乳質基準

項目	基準値
ア 乳タンパク質又は無脂乳固形分	
イ 乳脂肪率	
ウ 細菌数又は同等の基準	
エ 体細胞数	

(注1) アの欄は乳タンパク質又は無脂乳固形分のいずれかを記載すること。

(注2) ウの欄は同等の基準を適用する場合は、その項目を記載するとともに細菌数と同等の基準であることが分かる書類を添付すること。

(3) 生乳検査体制

都道府県又は地域	検査機関	検査頻度

(注) 事業対象となる都道府県又は地域別に記載すること。

(4) 乳質基準の適用方法

4 別表1に掲げる取組に関する事項

(1) その他飼養管理の高度化に資する取組（該当がある場合のみ記載すること。）

項目	取組内容	期待される効果

(注) 期待される効果は、必要に応じてデータ等を用いて説明すること。

(2) その他チーズ向け生乳の品質向上に資する取組（該当がある場合のみ記載すること。）

項目	取組内容	期待される効果

(注) 期待される効果は、必要に応じてデータ等を用いて説明すること。

(3) その他生乳の品質向上対策（該当がある場合のみ記載すること。）

項目	取組内容	期待される効果

(4) 取組の実施体制及び確認方法

取組項目及び内容	実施体制	確認者	確認回数及び時期	確認方法
ア 乳房炎予防のための畜舎の環境改善 イ 飼養管理の高度化 (ア) 分娩前の血液検査 (イ) 代謝プロファイルテスト (ウ) 牛群検定等 (エ) SNP検査を用いた牛群の構築 (オ) その他の取組 ウ 飼料分析の実施 エ 記帳・記録の実施 オ 搾乳機器の点検・整備 カ チーズ向け生乳の品質向上 (ア) 乳質検査の頻度又は検査項目の拡充 (イ) 乳温管理の高度化 (ウ) その他の取組 キ 抗生物質の迅速検査 ク その他生乳の品質向上対策				

(注1) 実施体制欄には、事業対象者が実施する場合は事業対象者、公募団体A等が一体的に取り組む場合は、当該団体を記載すること。

(注2) 確認に当たっては事業対象者ごとのチェックシートを作成すること。

(注3) 確認を農業協同組合等に委託する場合は、委託先一覧を添付すること。

5 交付対象数量等に関する事項

(1) 交付対象数量の算定方法

(2) 奨励金の加算に関する事項

ア 対象者及び取組内容

別添として奨励金加算対象者一覧を添付すること。

イ 加算要件の確認方法

項目	確認方法
(ア) チーズの自家製造	
(イ) チーズ向け生乳の直接販売	
(ウ) ホルスタイン種以外の乳用種の飼養	
(エ) 有機畜産の認定	
(オ) 放牧畜産基準の認証又は放牧を要件として生産される生乳の販売	
(カ) 非遺伝子組み換え飼料の給与を要件として生産される生乳の販売	
(キ) 輸出の取組	
(ク) 輸出乳製品の原料乳証明、認定施設への出荷	
(ケ) モニタリング検査の実施	
(コ) 増加分の数量	

(注) 確認方法欄には、確認者、確認時期、確認書類等を記載すること。

6 奨励金の交付に関する事項

(1) 奨励金の交付体制（奨励金の流れを図により記載すること。また、奨励金の交付を農業協同組合等に委託する場合は、委託先一覧を添付すること。）

(2) 奨励金の交付確認

## 7 その他の取組

## 8 添付書類

(1) 乳質向上計画策定会議の構成員名簿

(2) 乳質向上計画策定会議の議事録

別紙様式第1号-1の別紙2

「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」

1 申請者（酪農経営体）の情報

ア 申請年月日	
イ 申請する補助事業名	
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切り全て記載)	
エ 申請者名（法人の場合は法人名を記載）	
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	
キ 住所 (複数牧場がある場合には、代表の住所を記載)	
ク 経産牛飼養頭数（令和 年 月末）	頭
ケ 補助事業申請月の3か月前の全生乳出荷量 (令和 年 月分)	kg

2 生産した生乳の取引先

コ  指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ  指定生乳生産者団体以外の事業者にも全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は出荷先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ (記入欄)

ス  自家加工等<sup>\*</sup>に全量又は一部を使用

<sup>\*</sup>自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ □ 次に掲げる酪農関係補助事業又はこれらと類似の補助事業が継続して措置された場合は、令和7年12月以降、当該補助事業への申請を行う際に、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用について」（令和7年2月28日付け6畜第3109号農林水産省畜産局長通知。以下「局長通知」という。）第4の規定に基づき、自らの全出荷乳量（複数の出荷先がある場合には全ての出荷先への出荷乳量の合計。自家消費等は除く。）に応じた拠出金を、局長通知第2の（3）に定める認定生乳需給安定化事業に、当該事業の運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間<sup>\*</sup>分を納付していることが要件となることを理解し、令和7年4月の生乳出荷分から拠出金の納付を行います。

※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間

- ・国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業のうち国産チーズ生産奨励等事業
- ・バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうち生乳流通改善緊急事業
- ・バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうちバター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ・酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農等対策事業
- ・乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ・酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業（楽酪GO事業）
- ・畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- ・ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）

ソ □ 農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用することに同意します。



別紙様式第1号-2

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）を下記のとおり実施したいので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第7の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

（注）申請書の記の記載は、事業実施主体ごとに次に掲げる様式とする。

別紙様式1号-2の別紙1

別紙様式1号-2の別紙2

別紙様式1号-2の別紙1（国産チーズ定着化対策）

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業のうち国産チーズ定着化対策）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

（単位：円）

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 国産チーズ需要定着化対策				
2 国産チーズ生産拡大対策の推進				
計				

（注）事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

（1）事業着手年月日                      年      月      日

（2）事業完了予定年月日                年      月      日

5 添付書類

（1）定款

（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書

（3）対象乳業者の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）の一覧

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号-2の別紙1の別添

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業のうち国産チーズ定着化対策）実施計画

1 国産チーズ需要創出等計画及び基礎数量を取りまとめた表

令和○年○月○日付け（番号）で届出済み

（注）乳業者ごとに作成すること。

2 国産チーズ需要定着化対策（計画又は実績）

1	対象乳業者名	第4の5の(1)のアの令和7年度取引数量①	k g	内訳	工場名	k g
					工場名	k g
					工場名	k g
		第4の5の(1)のイの基準取引数量②	k g	内訳	工場名	k g
					工場名	k g
					工場名	k g
基礎数量③ (①-②)	k g					

2	対象乳業者名	第4の5の(1)のアの令和7年度取引数量①	k g	内訳	工場名	k g
					工場名	k g
					工場名	k g
		第4の5の(1)のイの基準取引数量②	k g	内訳	工場名	k g
					工場名	k g
					工場名	k g
基礎数量③ (①-②)	k g					

合計	対象乳業者数（工場数）	者（ ）
	第4の5の(1)のアの令和7年度取引数量①	k g
	第4の5の(1)のイの基準取引数量②	k g
	基礎数量③	k g

国産チーズ需要定着化奨励金額 (奨励金の総額×数量按分割合)	円
-----------------------------------	---

(注1) 対象乳業者が複数ある場合は、対象乳業者ごとに記載（必要に応じて追記）するとともに、合計欄を設けて記載すること。

(注2) 対象乳業者の令和7年度取引数量、基準数量及び基礎数量について、基礎数量を取りまとめた表（参考様式2）を基に工場ごとの内訳を記載（必要に応じて行を追加して記載）すること。

(注3) 国産チーズ需要定着化奨励金額は、小数点以下切り捨てとすること。

(注4) 数量按分割合は、機構から通知される値を用いること。

### 3 国産チーズ生産拡大対策の推進

#### (1) 事業の円滑な推進

##### ア 会議の開催

(単位：円)

開催時期	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
			補助金	その他		
合計						

(注) 内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること（開催予定案、議題、人数、参集範囲等）。

##### イ 事業に関する調査・指導

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					

##### ウ 円滑な事業の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第1号-2の別紙2（高付加価値チーズ生産拡大対策）

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業のうち高付加価値チーズ生産拡大対策）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

（単位：円）

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 高付加価値チーズ生産拡大対策				
2 高付加価値チーズ生産拡大対策の推進				
計				

（注）事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

（1）事業着手年月日                      年      月      日

（2）事業完了予定年月日                年      月      日

5 添付書類

（1）定款

（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書

（3）対象乳業者の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）の一覧

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号-2の別紙2の別添

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業のうち高付加価値チーズ生産拡大対策）実施計画

1 国産チーズ需要創出等計画及び月別基礎数量を取りまとめた表  
令和〇年〇月〇日付け（番号）で届出済み  
（注）乳業者ごとに作成すること。

2 高付加価値チーズ生産拡大対策（計画又は実績）

1	対象乳業者名	第4の5のアの令和7年度月別取引数量①	kg	内訳	工場名	4月	5月	3月	合計
						kg	kg	kg	kg
				内訳	工場名	kg	kg	kg	kg
					工場名	kg	kg	kg	kg
					工場名	kg	kg	kg	kg
		第4の5のイの月別基準取引数量②	kg	内訳	工場名	kg	kg	kg	kg
					工場名	kg	kg	kg	kg
					工場名	kg	kg	kg	kg
月別基礎数量③（①-②）									

2	対象乳業者名	第4の5のアの令和7年度月別取引数量①	Kg	内訳	工場名	4月	5月	3月	合計
						kg	kg	kg	kg
				内訳	工場名	kg	kg	kg	kg
					工場名	kg	kg	kg	kg
					工場名	kg	kg	kg	kg
		第4の5のイの月別基準取引数量②	kg	内訳	工場名	kg	kg	kg	kg
					工場名	kg	kg	kg	kg
					工場名	kg	kg	kg	kg
月別基礎数量③（①-②）									

合計	対象乳業者数（工場数）		者（ ）
	第4の5のアの令和7年度月別取引数量①		kg
	第4の5のイの月別基準取引数量②		kg
	月別基礎数量（②-①）③		kg

高付加価値チーズ生産拡大奨励金額 （基礎数量③×20円以内）	円
-----------------------------------	---

（注1）対象乳業者が複数ある場合は、対象乳業者ごとに記載（必要に応じて追記）するとともに、合計欄を設けて記載すること。

（注2）対象乳業者の令和7年度月別取引数量、月別基準数量及び月別基礎数量について、月別基礎数量を取りまとめた表（参考様式2）を基に工場ごとの内訳を記載（必要に応じて行を追加して記載）すること。

- (注3) 高付加価値チーズ生産拡大奨励金額は、小数点以下切り捨てとすること。  
 (注4) 各対象乳業者の月別基礎数量③が零を下回る月については、その月の数値は計上せず「－(バー)」を記載すること。  
 (注5) 合計欄の①～③については、各対象乳業者の月別基礎数量③が零を上回る月の分のみを合算してそれぞれ記載すること。

### 3 高付加価値チーズ生産拡大対策の推進

#### (1) 事業の円滑な推進

##### ア 会議の開催

(単位：円)

開催時期	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
			補助金	その他		
合計						

(注) 内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること(開催予定案、議題、人数、参集範囲等)。

##### イ 事業に関する調査・指導

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					

##### ウ 円滑な事業の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第2号-1

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第7の2の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号-1の補助金交付申請書の記の様式に準じるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。



別紙様式第2号-2

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第7の2の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第1号-2の別紙1又は別紙2の補助金交付申請書の記の様式に準じるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号-1

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第7の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

(単位：円、%)

区 分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来 高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 口座種類 ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第3号-2

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第7の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

(単位：円、%)

区 分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来 高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 口座種類 ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第4号-1

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）について、下記のとおり実施したので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第7の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実績書」

のとおり。

別紙様式第1号-1の別紙1に準じて作成すること。ただし、乳質向上計画の

作成は不要とする。なお、奨励金単価の加算を行った場合は、対象者ごとの取組内容、交付対象数量及び交付額が分かる書類を添付すること。

3 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績			既概算払受領額 ②	差引精算払請求額 ①-②	備考
	事業費	機構補助金	事業費	機構補助金 ①	その他			

1 国産チーズ生産奨励対策									
2 国産チーズ生産奨励対策の推進 (1) 乳質向上計画策定会議の開催 (2) 事業の円滑な推進									
合計									

4 事業開始及び完了年月日  
 年 月 日 ～ 年 月 日

5 振込先金融機関名等  
 (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
 (2) 口座種類 ○○預金  
 (3) 口座番号  
 (4) 口座名義

別紙様式第4号-2

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業）について、下記のとおり実施したので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第7の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

（注）報告書の記の記載は、事業実施主体毎に次に掲げる様式とする。  
別紙様式第4号-2の別紙1  
別紙様式第4号-2の別紙2

別紙様式第4号-2の別紙1（国産チーズ需要定着化対策）

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業のうち国産チーズ需要定着化対策）実績書」のとおり。

別紙様式第1号-2の別紙1の別添に準じて作成すること。

3 事業に係る精算額

（単位：円）

区分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金 ①	その他			
1 国産チーズ需要定着化対策								
2 国産チーズ生産拡大対策の推進								
合計								

4 事業開始及び完了年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

5 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 口座種類 ○○預金

(3) 口座番号

(4) 口座名義

別紙様式第4号-2の別紙2（高付加価値チーズ生産拡大対策）

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産拡大事業のうち高付加価値チーズ生産拡大対策）実績書」のとおり。

別紙様式第1号-2の別紙2の別添に準じて作成すること。

3 事業に係る精算額

（単位：円）

区分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金 ①	その他			
1 高付加価値チーズ 生産拡大対策								
2 高付加価値チーズ 生産拡大対策の推進								
合計								

4 事業開始及び完了年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

5 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 口座種類 ○○預金

(3) 口座番号

(4) 口座名義



別紙様式第5号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励・拡大事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励・拡大事業）補助金について、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添1の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体A又は生乳生産者団体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体A又は生乳生産者団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体A又は生乳生産者団体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・公募団体A又は生乳生産者団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

【参考様式1】

国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業  
(国産チーズ需要定着化対策・高付加価値チーズ生産拡大対策)  
需要創出等計画 (実績)

1 乳業者の概要

乳業者名	
代表者の役職・氏名	
所在地 (本社)	
チーズ製造工場名 (複数可)	
対象乳業者又は特定対象乳業者の別 (※いずれか当てはまるほうにチェック)	<input type="checkbox"/> 製造する全ての国産チーズが高付加価値チーズである (対象乳業者) <input type="checkbox"/> 製造する一部の国産チーズが輸入チーズと混合されるものである (特定対象乳業者)

2 生乳生産者団体等の名称

--

3 国産チーズ・高付加価値チーズの需要創出目標

(国産チーズ・高付加価値チーズ需要の現状)
(国産チーズ・高付加価値チーズ需要創出目標)

(注) 国産チーズ・高付加価値チーズ需要の現状は、国産チーズ・高付加価値チーズの使用量や使用割合、売上動向などを基に、貴社における国産チーズ需要の現状を記載すること。国産チーズ需要創出目標は、経営計画等に沿って、現状に対する今後の拡大目標を記載すること。

4 国産チーズ・高付加価値チーズの需要創出に向けた取組計画

--

(注) 事業計画等に沿って、3 で記載した国産チーズ需要創出目標達成に向けた具体的な取組を記載すること。

5 国産チーズ・高付加価値チーズの需要創出に向けた取組実績

(実績報告時に記載)

--

(注) 4 で記載した取組計画について、取り組んだ実績を記載し、実績報告書に添えて提出すること。取組計画に変更があった場合は、その旨を記載。

【参考様式2】

基礎数量取りまとめ表

(1) 国産チーズ需要定着化対策（対象乳業者）

(単位：kg)

対象乳業者	工場名	令和7年度取引数量（第1四半期）①（注1）	令和7年度取引数量（年間） ②=①×4（四捨五入）	令和元年度取引数量（年間） ③（注2）	基礎数量（②の計-③の計）	備考（注3）
合計						

(注1) 第4の5の(1)のア算定方法に基づき、令和7年度用途別取引数量等通知書に記載される対象乳業者の工場ごとのチーズ向け生乳の取引数量の令和7年度の第1四半期分を記載。

(注2) 第4の5の(1)のイの算定方法に基づき、令和元年度の当該用途別取引数量等通知書に記載された当該対象乳業者の工場ごとのチーズ向け生乳の数量を記載。

(注3) 第4の5の(1)のアおよび6の(1)のアの(ア)のただし書を適用する場合は、備考欄に「届出書添付」と記載し、別添として届出書を添付するとともに、②および③の欄には届出書記載の数量を直接入力すること。

(注4) 総括工場として通知されている場合は、総括工場の内訳は記載せず、用途別取引数量等通知書の内容をそのまま記載すること。

(2) 高付加価値チーズ生産拡大対策 (対象乳業者)

(単位 : kg)

対象乳業者名	工場名	令和7年度〇月 チーズ向け数量 ① (注1)	令和4～6年度 〇月チーズ向け 数量の3カ年平均 ② (注2)	③=①-②	基礎数量 (③の 計)
合計					

- (注1) 第4の5の(2)のアの算定方法に基づき、報告の対象となる月の生乳用途別販売数量等報告書に記載される対象乳業者の工場ごとのチーズ向け数量を記載すること。
- (注2) 報告の対象となる月における令和4年度から令和6年度の生乳用途別販売数量等報告書に記載される対象乳業者の工場ごとのチーズ向け数量を3カ年平均した数量を記載すること。
- (注3) 当該月において3カ年平均できない合理的な理由がある場合には、当該3カ年を直近2カ年又は直近1カ年平均と読み替えるものとする。
- (注4) 総括工場として通知されている場合は、総括工場の内訳は記載せず、用途別取引数量等通知書の内容をそのまま記載すること。

(3) 高付加価値チーズ生産拡大対策（特定対象乳業者）

(単位：kg)

対象乳業者名	工場名	令和7年度〇月 チーズ向け数量 ①(注1)	令和4～6年度 〇月チーズ向け 数量の3カ年平均 ②(注2)	③=①-②	令和7年度〇月 チーズ向け数量 (ソフト) ④ (注4)	令和4～6年度 〇月チーズ向け 数量(ソフト) の3カ年平均⑤	⑥=④-⑤	令和7年度〇月 チーズ向け数量 (ハード) ⑦ (注5)	令和4～6年度 〇月チーズ向け 数量(ハード) の3カ年平均⑧	⑨=⑦-⑧	基礎数量(③の 計+⑥の計+⑨の 計)
合計											

- (注1) 第4の5の(2)のアの算定方法に基づき、報告の対象となる月の生乳用途別販売数量等報告書に記載される対象乳業者の工場ごとのチーズ向け数量を記載すること。
- (注2) 報告の対象となる月における令和4年度から令和6年度の生乳用途別販売数量等報告書に記載される対象乳業者の工場ごとのチーズ向け数量を3カ年平均した数量を記載すること。
- (注3) 当該月において3カ年平均できない合理的な理由がある場合には、当該3カ年を直近2カ年又は直近1カ年平均と読み替えるものとする。(以下、⑤及び⑧において同じ。)
- (注4) 第4の5の(2)のアの(イ)及びイの(イ)の算定方法に基づき、報告の対象となる月の生乳用途別販売数量等報告書に記載される対象乳業者の工場ごとのチーズ向け数量のうちソフト向けの数量から、輸入チーズと混合するソフトチーズの製品重量を別表5に掲げるチーズの種類別の生乳換算率を用いて生乳に換算した数量を除して得た数量を記載すること。
- (注5) 第4の5の(2)のアの(ウ)及びイの(ウ)の算定方法に基づき、報告の対象となる月に当該特定対象乳業者が製造するハードチーズの製品重量から、輸入チーズと混合する部分を控除した製品重量を別表5に掲げるチーズの種類別の生乳換算率を用いて生乳に換算して得た数量を記載すること。
- (注6) 総括工場として通知されている場合は、総括工場の内訳は記載せず、用途別取引数量等通知書の内容をそのまま記載すること。

【参考様式3】

直近3カ年の月別のチーズ製造実績若しくは出荷実績及び令和7年度の月別チーズ製造計画

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

対象乳業者名 \_\_\_\_\_

○ナチュラルチーズ

(単位: kg)

年度	月	ナチュラルチーズ				
		ソフトチーズ製造実績若しくは出荷実績 (A)		ハードチーズ製造若しくは出荷実績 (C)		輸入チーズと混合しないハードチーズの 製品重量を生乳換算した数量 (E) = (C) - (D) × 12.66
		輸入チーズと混合したソフトチーズの 製品重量を生乳換算した数量 (B) × 12.66		輸入チーズと混合するハードチーズの 製品重量 (D)		
令和4年度	4月					
	5月					
	3月					
令和5年度	4月					
	5月					
	3月					
令和6年度	4月					
	5月					
	3月					



令和4、6年度平均	4月						
	5月						
	3月						
令和7年度(計画)	4月						
	5月						
	3月						

(注1) 第4の5の(2)のアの(イ)の特定対象乳業者ごとのソフトチーズ向け生乳数量から控除すべき輸入チーズと混合するソフトチーズの製品重量の算出が困難である場合は、令和7年度(計画)のその月の輸入チーズと混合するソフトチーズの製品重量(B)に生乳換算率(12.06)を乗じた数量を控除すべき数量として用いること。

(注2) 生乳換算率を乗じて得た数量の端数処理は小数点以下第1位を四捨五入して数量を算出すること。

○プロセスチーズ

年度	月	プロセスチーズ				
		ソフトチーズ製造実績若しくは出荷実績 (A)		ハードチーズ製造若しくは出荷実績 (E)		輸入チーズと混合しないハードチーズの 製品重量を生乳換算した数量 (G) = (E) - (F) × 11.30
		輸入チーズと混合したソフトチーズの製 品重量を生乳換算した数量 (B) × 11.30		輸入チーズと混合するハードチーズの製品重 量 (F)		
令和4年度	4月					
	5月					
	3月					
令和5年度	4月					
	5月					
	3月					
令和6年度	4月					
	5月					
	3月					
令和4～6年度平均	4月					
	5月					
	3月					
令和7年度(計画)	4月					
	5月					
	3月					

- (注1) 第4の5の(2)のアの(イ)の特定対象乳業者ごとのソフトチーズ向け生乳数量から控除べき輸入チーズと混合するソフトチーズの製品重量の算出が困難である場合は、令和7年度(計画)のその月の輸入チーズと混合するソフトチーズの製品重量(B)に生乳換算率(12.06)を乗じた数量を控除すべき数量として用いること。
- (注2) 生乳換算率を乗じて得た数量の端数処理は小数点以下第1位を四捨五入して数量を算出すること。